

# 市町村行動計画の変更（概要）

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）により、市区町村は、都道府県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を作成する。
- 市町村行動計画は、特措法第8条第2項に掲げる事項を定める必要があり、また、政府行動計画及び都道府県行動計画と整合性をとる必要がある。

## 【市町村行動計画に定めるべき事項】

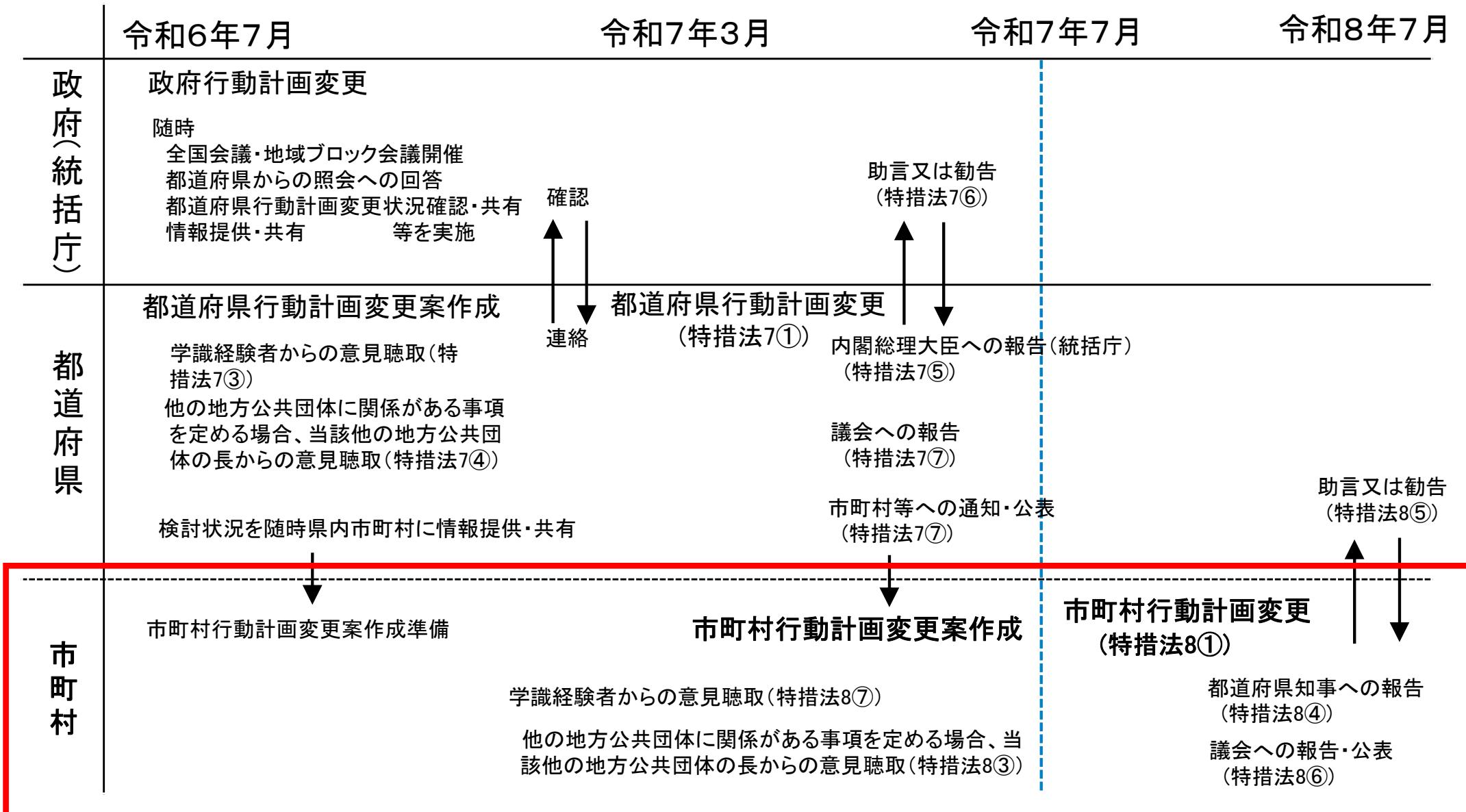
- ・新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- ・次に掲げる措置に関する事項
  - 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
  - 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
  - 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- ・新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- ・他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

- 新型コロナ対応や関係法令の改正等を踏まえ、R6年7月に政府行動計画が変更、R7年春～夏に各都道府県行動計画の変更が完了。その後速やかに市町村行動計画の変更を行う必要がある。  
⇒市町村行動計画の変更は、令和8年7月（都道府県行動計画の1年後）までに完了させることを目途とする旨要請（R6.12.26事務連絡）

## 【特措法上必要なプロセス】

- ・学識経験者（感染症の専門家等）の意見聴取
- ・他の地方公共団体の長の意見聴取（他の地方公共団体に関する事項を定める場合のみ）
- ・都道府県への報告
- ・議会への報告・公表

# 市町村行動計画の変更（スケジュール）



- ・市町村行動計画の変更是、概ね令和8年7月までに完了させるよう要請
- ・都道府県あてに、各都道府県内市町村の進捗状況に係る照会を定期的に実施（R6.12.26事務連絡（R7.12.5事務連絡で一部変更））